第 七 十二号 議 案

東京 **水都高齢** 者、 障 害 者等 0) 移 動 等 0) 円 滑 化 0) 促 進 K 係 る 信 号 機 等 0) 基 準 13 関 する 条 例 0) 部 を改正 する 条

右 0) 議 案 を提 出 す る。

令 和 五. 年二月十 五. 日

提 出 者 東 京 都 知 事

池 百

子

小 合

京 都 高 齢 者、 障 害 者等 0) 移 動 等 0) 円 滑 化 0 促 進 K 係る 信 号機等 0) 基 準 ľ 関 する 条 例 0) 部 を改 正 する 条

東 京都 高 齢 者、 障 害者 等 0) 移 動 等 0) 円 滑 化 0) 促 進 13 係 る 信号 機 等 0) 基 準 13 関 す ,る条例 平 成 +. 四 年 東 京 都 条 例 第 百 五. 十三

の 一 部 を次 Oように 改 正 す る。

第三条第二号中 従 って歩行者」 の 下 に 及び 遠 隔操 作 型小 型 車 (遠隔 操 作 13 より道路 を通 行 して 61 るも 0) K 限 る。 を

加える。

附 則

0) 条例 は 令 和 五年 几 月 日 から施行 する。

提 案 理 由

道 路交通 法 0) 部 がを改正 する法 律等の 施 行に 伴 う 関係 国 家公安委員会規 則 0) 整 備 13 関 す る 規 則 (令 和 兀 年 玉 家公安委員会規

年 則 国家公安委員会規則第二十八号) 第二十一号) 0) 施 行に よる高い 齢 者、 改正 障 :害者等 伴 11 0) 移 動 号機 等 0) 円 滑 化 る基準を改める必要がある。 0) 促 進 13 係 る 信号 機等 K 関 す る 基準を定め る 規 則 平 成 一十八

0)

13

信

13

関

す

第 Ł +二号 議 案 る東 条京 部を改定 正するに 条の **外**移動等 0) 円 滑 化 0 促 進 に 係る信号機等 0 基準に 関す